

## 帰宅困難者対策の取組の方向性について（骨子案）

### 【1】基本的な考え方

帰宅困難者対策をさらに前進させていくため、以下の3つの基本的な考え方のもとで今後の取組を推進していく。

- 共助の理念に基づき取組を進めている帰宅困難者対策をさらに推進するため、「助け合い」の意識を広く社会全体に根付かせていく。
- 行き場のない帰宅困難者への対応については、一時滞在施設の確保を基本としつつ、帰宅困難者や事業者による「助け合い」を通じて、その安全を図っていく。
- 高齢者や障害者、乳幼児、外国人などの帰宅困難者となった要配慮者が、発災時にそれぞれの退避先で安心して退避できる環境整備を進めていく。

### 【2】今後の取組の推進に向けた課題

#### <1> 「助け合い」の機運醸成

##### （助け合いの機運醸成）

- 発災直後の厳しい環境の中で自然発生的に「助け合い」の輪を広げていくためには、日頃から「助け合い」の意識を広く社会全体に浸透させていくことが重要である。
- このため、「助け合い」の重要性や必要性について、より多くの人々に効果的にPRしていくための方法について検討する必要がある。

## ＜ 2 ＞ 帰宅困難者を受け入れる施設の拡大

### (大規模施設などへの一時滞在施設確保の協力依頼)

- 一時滞在施設の確保に当たっては、大規模施設（大学等）を保有している事業者などに重点的に協力要請を行うなど、効果的な取組を進めていく必要がある。

### (備蓄品購入費用補助制度の拡充)

- 既存の一時滞在施設について、今後も引き続き協力を得られるよう、民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助制度を拡充するなど、支援策の拡大を検討する必要がある。

### (施設への帰宅困難者の受入要請)

- 一時滞在施設については、発災後3日間、帰宅困難者を受け入れることを条件に協定を締結しているが、3日未満であれば帰宅困難者の受入を可能とする施設も多い。
- このため、一時滞在施設の協定を締結していない施設についても、日頃から、帰宅困難者の積極的な受入れを広く呼びかけることなどを通じて、発災時に帰宅困難者が退避できる施設を増やしていく必要がある。

### (事業者免責のしくみづくりの検討)

- 発災時に帰宅困難者を受け入れた際に、余震等により施設が被害を受けたことなどに伴い、施設内で帰宅困難者が怪我等をした場合の民法に基づく損害賠償責任を負う懸念があるため、一時滞在施設への協力を躊躇する民間施設もある。
- このため、民間施設に損害賠償責任が及ばないように、引き続き検討を進めていく必要がある。

## ＜ 3 ＞ 「助け合い」を支えるための環境整備

### (1) 一斉帰宅抑制の普及啓発

- 発災時、帰宅困難者が一斉に帰ろうとして道路や歩道が多くの人で埋まると、警察・消防・自衛隊の車両が速やかに現場に到着できず、救命救助活動に支障をきたす恐れがある。また、帰宅困難者が徒歩帰宅中に余震等に

より二次被害に遭う可能性がある。

- このため、発災時はむやみに移動せず安全な場所に留まる一斉帰宅抑制について、広く普及啓発を図る必要がある。

## **(2) 都内通勤通学者等への働きかけ**

### **(帰宅困難者に対する防災知識の普及啓発)**

- 発災時に、帰宅困難者が相互に助け合うためには、帰宅困難者対策を含む防災対策に関する知識を身に付けておくことが重要である。
- 誰もが帰宅困難者になる可能性がある中で、いつ、どこで帰宅困難者になっても的確に対応できるよう、都内通勤通学者等を対象とした防災知識の向上を図る取組を進めていく必要がある。

### **(要配慮者優先の考え方についての普及啓発)**

- 発災時の状況等によっては、全ての行き場のない帰宅困難者が近隣の一時滞在施設に退避できないことも十分にあり得る。
- このため、発災時の一時滞在施設への退避については高齢者や障害者などの要配慮者を優先することについて、広く普及啓発を図る必要がある。

### **(帰宅困難者による発災時のボランティアの促進)**

- 発災時には、帰宅困難者を受け入れる施設自体も被災することから、災害対応に従事できるスタッフの数は限られる。
- また、地下街やオープンスペースをはじめ都内のさまざまな場所が帰宅困難者の退避先となり得る中で、帰宅困難者が安心して退避するためには、帰宅困難者が相互に助け合うことが重要である。
- このため、帰宅困難者となった場合には、それぞれの退避先で積極的にボランティアを行い「助けられる側」から「助ける側」に回るよう、普及啓発を進めていく必要がある。

## **(3) 事業者への働きかけ**

### **(帰宅困難者が物資を入手しやすい環境づくり)**

- 帰宅困難者が、安心して退避先で3日間退避し、3日間経過後に徒歩で

帰宅できるようにするためには、発災時であっても、水や食料などの物資を入手できることが重要である。

- このため、小売業界などに対して発災後、可能な限り早期に営業を再開するよう呼びかけるなど、帰宅困難者が退避先での退避に必要となる物資を入手しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

#### **(地域内での事業者間連携の促進)**

- 発災時に、施設によっては、マンパワーや帰宅困難者向けの物資が不足する場合もあり得る。
- このため、それぞれの地域内で、人員や物資に余裕がある事業者から不足している事業者に対して、必要な人員・物資を融通することなども含め、地域内での事業者間連携を促進していく必要がある。

#### **(4) 要配慮者に対する対応**

##### **(「やさしい日本語・英語」による外国人への普及啓発)**

- 外国人観光客の増加が見込まれるなかで、日本語を十分に理解できない外国人や英語が母国語でない外国人の帰宅困難者に対して災害情報をより的確に伝達できるよう、「やさしい日本語・英語」での情報発信を行うなどの工夫をする必要がある。

##### **(教会やモスクなどを通じた普及啓発)**

- 地震に関する知識が少ない外国人も多い中で、外国人への防災知識の効果的な普及啓発の方法を検討していく必要がある。
- 災害時にコミュニティ施設として機能する教会やモスクなどを通じた普及啓発なども含め、検討を進めていく必要がある。

##### **(施設のバリアフリー対応に関する情報提供の推進)**

- 車いすユーザーが施設を利用する際には、車いす対応のトイレの有無などバリアフリーに関する情報が重要である。
- このため、一時滞在施設についても、バリアフリー対応の状況などについて、情報提供を進めていく必要がある。